

受験番号	
------	--

産業衛生専攻医認定試験にあたっての注意事項

- 1) 試験問題は○×方式の100題です。
- 2) 試験時間は60分です。
- 3) 解答用紙に受験番号を記入してください。
- 4) 試験終了後にこの冊子は回収します。

第 28 回 産業衛生専攻医認定試験

試験問題

2021 年 11 月 20 日

日本産業衛生学会専門医制度委員会

1. 中央労働災害防止協会では、健康診断の総合精度管理事業や労働衛生サービス機能評価事業が行われている。
2. 産業保健総合支援センターでは、治療と仕事の両立支援として、医療機関と連携し、事業者や患者からの相談対応、患者と事業場の個別調整支援などを実施している。
3. 産業保健活動における学術研究は事前に研究倫理を審査する倫理委員会に諮る必要がある。
4. 産業医は、労働安全衛生法に基づいて労働者の健康診断や面接指導を実施する義務がある。
5. 労働契約法における「生命、身体等の安全」には心身の健康も含まれる。
6. 労働安全衛生法では、歯科健診は事業者が全従業員に対して実施義務があるとされている。
7. 労働安全衛生法令は、労働者 50 人以上の規模の事業場では産業医を選任することを義務付けているが、罰則はない。
8. 労働安全衛生法では、労働者の努力義務として、事業者が提供する健康教育ならびに健康相談等を利用して、健康の保持増進に努めることが定められている。
9. すべての労働者の法定労働時間は、休憩時間を除き 1 週 40 時間、1 日 8 時間である。
10. 労働安全衛生マネジメントシステムにおいて根幹となる活動は、ヒヤリ・ハット活動ではなく、危険性又は有害性等の調査の実施である。
11. リスクアセスメントにおいて、リスクは危険・有害性であり、ハザードは危険・有害性の程度と現実になる可能性まで含んだ概念である。
12. 化学物質等による有害性に係るリスクの定性評価として、物質の有害性のレベルおよびばく露レベルの推定より、リスクを見積もることができる。
13. 産業医が有病者の職場復帰に際して適切な意見を述べるためには、職場巡視を行い職場の環境や作業内容を理解しておくことが重要である。
14. 労働安全衛生規則に産業医は職場巡視をすることや頻度、職場巡視記録は 3 年間保管することが定められている。
15. 鉛作業者に対する血液中鉛の測定は、鉛中毒予防規則で定められている生物学的モニタリングである。
16. パワーハラスメントには、上司から部下に対するものに加えて、部下から上司に対するものも含まれる。
17. パワーハラスメントは、産業医による健康管理ではなく人事労務管理における問題なので、人事担当者だけに対応を任せ、連携する必要はない。
18. 労働者が 50 名未満の事業場では安全委員会や衛生委員会を設置する義務はない。
19. 健康診断の目的の一つに適正配置のための健康状態の把握がある。

20. 労働者を常時 50 人以上使用する事業場においては、健康診断実施後、遅滞なく定期健康診断実施報告書を労働局に提出しなければならない。
21. 石綿健康診断の個人票は 30 年間保存しなければならない。
22. 労働者を海外に 6 か月以上派遣しようとするときは健康診断を実施しなければならない。
23. 一般健康診断を労働時間外に受診した場合、受診に要した時間の賃金については労使協議して定める。
24. 健康管理手帳の交付を受けようとする場合は離職の際に又は離職ののちに、労働局に申請する。
25. 労働災害補償保険給付の請求は、被災した労働者もしくはその遺族等が労働基準監督署長に対して行う。
26. 休業補償給付は、労働者が業務上の事由による負傷または疾病により療養のため労働することができないことにより賃金を受けられない日の 5 日目から給付基礎日額の 60% 相当の額が支給される。
27. 厚生労働省が用いている小規模事業場の定義は「常時雇用する労働者の数が 50 人未満」である。
28. 事業所規模が小さくなるに従い、労働災害発生率が高くなるのは、有害業務の実施率が高い、大企業の回避する部門が多いなどの理由による。
29. 地域産業保健センターの事業内容は、健康相談窓口の開設、個別訪問による産業保健指導の実施、産業保健情報の提供、面接指導の相談・実施などである。
30. 経営首脳者への安全衛生セミナーは、事業者の安全衛生意識の向上に有効である。
31. 衛生管理の教育テーマを選択する際に、事業場活動に関係の深いテーマかどうかを考慮する必要はない。
32. 「安全衛生教育推進要綱」で定められた教育の対象者に安全衛生専門家も含まれる。
33. 建設業では、常時使用する労働者が 300 人以上の場合は総括安全衛生管理者を選任しなければならない。
34. 作業環境測定士による測定が必要とされる指定作業場については、作業環境測定を実施しなければ罰則が適用されるが、測定結果が悪くても直ちに罰則は適用されない。
35. 作業環境測定の方法には、作業場所から無作為に選定した定点で試料を採取する方法（いわゆる A・B 測定）と、作業者に試料採取機器を装着して作業場所の試料を採取する方法（いわゆる C・D 測定）の 2 種類がある。
36. 生物学的モニタリング値が生物学的許容値の範囲内であれば、ほとんどすべての労働者に健康上の悪い影響がみられないと判断できる。
37. 中央管理方式の空気調和設備を設けている事務室については、1 ヶ月以内ごとに 1 回、定期的に空気中の一酸化炭素及び炭酸ガスの含有率、室温及び外気温、相対湿度を測定して記録を 3 年間保存することが必要である。

38. 令和3年4月1日から適用されている改正 THP（トータル・ヘルス・プロモーション・プラン）指針では、生活習慣病発症や重症化予防のため、医療保険者と連携したコラボヘルスの推進が求められている。
39. 新型インフルエンザへの対応において、企業では事業継続計画を作成することが求められている。
40. 職場における新型コロナウイルス感染症対策として最も重要な事は、職場での抗原検査や PCR 検査の検体採取が実施できる体制の整備である。
41. 風疹ワクチンの予防接種は、妊娠出産年齢の女性社員への接種勧奨が最も重要である。
42. 労働者が傷病による休業から復職する際に、就業上の措置の内容については、産業医が人事担当者や管理監督者と直接会って相談するのが望ましい。
43. 過重労働による脳・心臓疾患の認定基準では、発症前 1 か月の業務内容を評価の対象とする。
44. 医師による面接指導の対象となるのは、時間外労働が 1 か月当たり 80 時間を超え、かつ疲労の蓄積が認められ、申出をした者である。
45. 事業者は、労働者の労働時間の状況をタイムカードやパソコンの使用時間の記録などの客観的な方法で把握することが義務付けられている。
46. メンタルヘルスケアは、事業場内の管理監督者や産業保健スタッフにより完結させる必要がある。
47. ストレスチェックを実施した事業所における集団的分析は努力義務である。
48. 精神疾患で長期休業した労働者が復職する場合、その可否を判断するために生活リズムの改善を確認することは必須である。
49. 海外に派遣する労働者に帯同する配偶者に関して、派遣者本人と同様に事業者が派遣前の健康診断を実施する義務がある。
50. 労働基準法では、満 18 歳未満の年少者については、午後 10 時～午前 5 時の間の深夜業に従事させることが禁止されているので、満 17 歳の男子を交替勤務者として雇用することはできない。
51. 深夜業に従事する常用労働者で、健康診断受診前 6 月間を平均して 1 月あたり 4 回以上深夜業に従事した者は、自ら受けた健康診断結果を証明する書面を事業者に提出することが出来る。
52. 深夜労働従事者の自発的健康診断結果が提出された場合、事業者は、必要なら事後措置や医師、保健師による保健指導を行う義務がある。
53. 請負や業務委託では、労働者との雇用関係は請負事業者との間に、又、指揮命令関係は発注者との間に発生する。
54. 派遣労働者に対する特殊健康診断は、派遣先事業者が実施する責務を負うが、この健診結果を派遣元事業者に報告する必要は無い。

55. 中高年労働者の健康管理では、個々の健康状態にばらつきが多く、各人に見合った働き方が求められるため、産業医は健康状態と労働内容を把握して就業上の措置と適正配置を実施することが必要である。
56. 放射線業務従事者の眼の水晶体に受ける等価線量は、「1年間につき 150mSv を超えない」としていたが、法改正により、「5年間の平均で 20mSv/年、かつ、いずれの一年においても 50mSv を超えない」とされた。
57. 騒音障害防止ラインで示されている作業環境測定結果の評価における A 測定平均値は算術平均値を用いる。
58. 聴覚保護具（防音保護具）の遮音性能はこれまで用いられていた I 種、2 種が廃止され、オクターブバンド中心周波数ごとの遮音値、HML 値、SNR 値が用いられる。
59. 熱中症による重篤な労働災害の発生が後を絶たないことから、厚生労働省では、熱中症の死傷病者の多い業種に対し、職場において熱中症対策を講じることを促す目的で毎年 STOP！熱中症 クールワークキャンペーンを展開している。
60. 労働安全衛生法において、すべての化学物質について、容器・包装して譲渡・提供する際には、その容器や包装に有害性等を表示する義務が課されている。
61. SDS（安全データシート）に記載されている危険・有害性の絵表示にある区分の数字が小さいほうが危険・有害性が低い。
62. 金属アーク溶接作業を行っている事業所では、粉じん障害防止規則・じん肺法に加え、溶接ヒュームに関して特定化学物質障害予防規則による措置が必要である。
63. クロム酸による業務上疾病として、肺がんがある。
64. 有機溶剤のうち、許容濃度が勧告されていないものは有害性が低い。
65. 酸素濃度が 12% 以下のような低酸素状態では、1 回の呼吸で死を招く事例も多い。
66. ラテックスアレルギーは、I 型アレルギーによる接触蕁麻疹や喘息発作を起こす。
67. 情報機器による一連続作業時間は 3 時間を超えないのが望ましい。
68. 1 日に 4 時間以上情報機器作業を行い、作業中は常時ディスプレイを注視する必要がある労働者は、全て健康診断の対象となる。
69. 腰痛の予防には、作業の省力化などの作業管理に加えて、作業環境を適切な温度に保つことも有効である。
70. 上肢作業による健康障害の予防には、上肢の単純な反復動作が有効である。
71. 高気圧下の作業で起こる障害としては、酸素中毒、窒素中毒、一酸化炭素中毒、減圧障害がある。
72. 体にとりこまれたキシレンは馬尿酸として尿中に排出される。
73. 電離放射線障害防止規則で定められた放射線業務従事者の被ばく限度では、妊婦と診断されてから出産までの間に、内部被ばくによる実効線量は 1mSv 未満、腹部表面に受ける等価線量は 2mSv 未満と定められている。

74. 労働安全衛生法で定められている安全衛生教育は、雇い入れ時教育、作業内容変更時の教育と危険有害業務に対する特別教育のみである。
75. 令和2年の労働災害の死傷者数のうち、労働者50人未満の事業場で発生したものが過半数を占める。
76. 令和元年/令和2年の労働災害統計では、死亡者数は1,000人を下回っている。
77. 有機溶剤等の区分に応じた色の表示は、第一種有機溶剤等が青、第二種有機溶剤等が黄、第三種有機溶剤等が赤である。
78. 労働災害防止計画は、7年おきに策定される。
79. 総括安全衛生管理者は製造業であれば常時使用する労働者が1,000人以上の事業場で選任しなければならない。
80. 有害な作業や過重労働による健康への悪影響を防止・軽減するために作業時間について対策を講じるのは、作業管理といえる。
81. 第二種衛生管理者は、有害業務がある事業所の衛生管理業務を行うことができる。
82. 有害化学物質や有害エネルギーの管理責任は事業者のみに課せられ、労働者は違反しても罰則を受けない。
83. 安全衛生委員会の議事録は、5年間の保存義務がある。
84. 労働者の定期健診における有所見率は、男性よりも女性が高い。
85. 事務所衛生基準規則では、事務室における炭酸ガス濃度は0.5%以下、一酸化炭素は50ppm以下にすることとされている。
86. 職場の温熱環境は、気温、湿度、気流の3つの温熱要素の影響を受けている。
87. A測定では、単位作業場内に5メートル以下の一定間隔で測定点を6か所以上設定する。
88. 床から4mまでの高さの部屋の容積から、備品や設備のおよその体積を差し引いたものを気積といい、労働者1人当たり10m³以上確保する必要がある。
89. 生物学的半減期が短い物質では、ばく露後直ちに試料を採取することが望ましい。
90. 耳栓には低音域のみを遮蔽し、会話域が聞き取りやすいタイプもある。
91. 取替え式防じんマスクの粒子捕集効率は、RS1よりRS2の方が低い。
92. ろ過式呼吸用保護具を酸素濃度が18%以下の環境で用いることは、ろ過捕集効率に影響するため注意が必要である。
93. 酸素欠乏危険場所における作業やX線装置を用いた写真撮影の業務などに従事する労働者には、特別の教育が必要である。
94. 作業機の机上面の高さについて、精密作業では胸の高さよりも腰の高さ程度に設定することが適当である。
95. 雇入れ時の健康診断の3ヶ月後に定期健康診断がある場合は、定期健康診断を省略出来る。

96. 事業者は、健康診断の結果についての医師等からの意見に基づき、必要と認める場合は就業上の措置を実施することが義務付けられている。
97. 常時 25 人以上 50 人未満の労働者を使用する事業場では、事業者は安全衛生推進者もしくは衛生推進者を選任しなければならない。
98. 作業環境測定は、厚生労働大臣の定める作業環境測定基準に従って行う。
99. 溶接ヒュームの微小な粉じんに対しては、捕集効率 95%以上のマスクの使用が適当である。
100. 産業医は、一般健康診断結果に基づき、作業環境測定の実施に関して事業者に意見を述べることができる。